

A

令和 7年 5月22日提出

第2回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 88 号議案	令和 7 年度浜松市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 89 号議案	令和 7 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 90 号議案	令和 7 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 91 号議案	令和 7 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 92 号議案	浜松市総合体育館条例等の一部改正について	4
第 93 号議案	浜松市税条例の一部改正について	7
第 94 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	18
第 95 号議案	浜松市観光バス公共駐車場条例の一部改正について	21
第 96 号議案	浜松市土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正について	24
第 97 号議案	浜松市公園条例の一部改正について	26
第 98 号議案	浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	28
第 99 号議案	浜松市立高等学校授業料等に関する条例の一部改正について	31
報 第 2 号	専決処分の承認について （浜松市税条例の一部改正について）	33
報 第 3 号	専決処分の報告	36
報 第 4 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和 7 年度事業計画について	別冊
報 第 5 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和 7 年度事業計画について	別冊
報 第 6 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和 7 年度事業計画について	別冊
報 第 7 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和 7 年度事業計画について	別冊
報 第 8 号	株式会社なゆた浜北の令和 7 年度事業計画について	別冊
報 第 9 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和 7 年度事業計画について	別冊
報 第 10 号	令和 6 年度浜松市繰越明許費繰越計算書	45

報 第 11 号	令和6年度浜松市事故繰越し繰越計算書	49
報 第 12 号	令和6年度浜松市病院事業会計予算繰越計算書	52
報 第 13 号	令和6年度浜松市水道事業会計予算繰越計算書	53
報 第 14 号	令和6年度浜松市下水道事業会計予算繰越計算書	54
監報第 7 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 8 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 92 号 議 案

令和 7年 5月22日 提 出

浜松市総合体育館条例等の一部改正について

浜松市総合体育館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市総合体育館条例等の一部を改正する条例

(浜松市総合体育館条例の一部改正)

第1条 浜松市総合体育館条例（平成17年浜松市条例第197号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第8条・第21条関係）					別表第2（第8条・第21条関係）				
1～9（略）					1～9（略）				
10 浜松市水窪総合体育館					10 浜松市水窪総合体育館				
(1) アリーナ等					(1) アリーナ等				
利用時間区分 利用区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで		利用時間区分 利用区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで	
	アリーナ 全面	円	円	円		アリーナ 全面	円	円	円
		<u>300</u>	<u>780</u>	<u>390</u>			<u>450</u>	<u>1,170</u>	<u>580</u>
	半面	<u>150</u>	<u>610</u>	<u>300</u>		半面	<u>220</u>	<u>910</u>	<u>450</u>
(略)					(略)				
備考（略）					備考（略）				
(2)～(4)（略）					(2)～(4)（略）				
11（略）					11（略）				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市運動広場条例の一部改正)

第2条 浜松市運動広場条例（平成11年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第7条・第18条関係）		別表第2（第7条・第18条関係）	
1（略）		1（略）	
2 浜松市舞阪乙女園グラウンド		2 浜松市舞阪乙女園グラウンド	
利用時間区分	午前9時から午後5時まで(5月1日から8月31日までは、午後7時まで) 2時間につき	利用時間区分	午前9時から午後5時まで(5月1日から8月31日までは、午後7時まで) 2時間につき
金額	<u>730円</u>	金額	<u>1,090円</u>
備考（略）		備考（略）	
3～5（略）		3～5（略）	

6 浜松市春野総合運動場		6 浜松市春野総合運動場	
(1) 野球場		(1) 野球場	
利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき	利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
金額	1,770円	金額	1,780円
備考 (略)		備考 (略)	
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)	
7 浜松市水窪グラウンド		7 浜松市水窪グラウンド	
利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき	利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
金額	690円	金額	1,030円
備考 (略)		備考 (略)	
8・9 (略)		8・9 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市庭球場条例の一部改正)

第3条 浜松市庭球場条例(平成17年浜松市条例第198号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第8条・第20条関係)		別表(第8条・第20条関係)	
1 (略)		1 (略)	
2 浜松市水窪テニスコート		2 浜松市水窪テニスコート	
利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき	利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
利用区分		利用区分	
1面につき	690円	1面につき	1,030円
備考 (略)		備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条から第3条までの規定による改正後の浜松市総合体育館条例、浜松市運動広場条例及び浜松市庭球場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

第 93 号 議 案

令和 7年 5月22日 提 出

浜松市税条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市税条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第91条（略）</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の、<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）、同法第95条の2第3項の規定により同条第2項に規定する特定免許情報が記録された個人番号カードその他第5号に掲げる事項を証することができるものを提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第91条（略）</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）</u>を提示するとともに、次</p>

(1)～(4) (略)

(5) 軽自動車等を運転する者の運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限並びに運転免許の種類、条件が付されている場合にはその条件その他市長が必要と認める事項

(6) (略)

3・4 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 (略)

に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 軽自動車等を運転する者の運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録 (以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4・5 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定等の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 (略)

2～13 (略)

14・15 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定等の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 (略)

2～13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15・16 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控	(所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除

除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第

額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族
(同条第1項第12号に規定する特定親族

313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。)又は

をいう。第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。)又は

扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2～5 (略)

扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第21条の2 (略)</p>	<p>附 則 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第21条の2 (略) <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第21条の2の2 令和8年4月1日以後に</u> <u>第94条の2第1項の売渡し又は同条第2</u> <u>項の売渡し若しくは消費等(次項において</u> <u>「売渡し等」という。)</u>が行われた加熱式たばこ(第94条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、<u>第95条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)</u>に係る第96条第1項の製造</p>

たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第94条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ
当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同

項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第95条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第95条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第21条の3（略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第21条の3（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び次条の規定 令和8年1月1日

(2) 第3条及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の浜松市税条例(以下「令和8年1月新条例」という。)

第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る令和8年1月新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 令和8年1月新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する令和8年1月新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第2条の規定による改正前の浜松市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の浜松市税条例(以下「令和7年新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(第3条の規定による改正後の浜松市税条例(以下「令和8年4月新条例」という。)附則第21条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、浜松市税条例第94条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例

第96条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び令和8年4月新条例附則第21条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 浜松市税条例第96条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（令和8年4月新条例附則第21条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 令和8年4月新条例附則第21条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 令和7年新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 94 号 議 案

令和 7年 5月22日 提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
一般・税	円 (1)～(4) (略) (5) 課税に関する証明 350 (6)～(10) (略)	一般・税	円 (1)～(4) (略) (5) 課税に関する証明 350（ <u>民間等端末機（本市以外の者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）を利用する場合にあっては、200)</u> (6)～(10) (略)
市民生活	(1) 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書 _の 交付（1通につき） 450 (2)～(8) (略) (9) 住民票及び戸籍の附票に関する証明（1通につき） 350 (10)～(13) (略)	市民生活	(1) 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書 _の 交付（1通につき） 450（ <u>民間等端末機を利用する場合にあっては、300)</u> (2)～(8) (略) (9) 住民票及び戸籍の附票に関する証明（1通につき） 350（ <u>民間等端末機を利用する場合にあっては、200)</u> (10)～(13) (略)

(14) 印鑑に関する証明	350	(14) 印鑑に関する証明	350 (民間 等端末機 を利用す る場合に あつては、 200)
(15)・(16) (略)		(15)・(16) (略)	
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

第 95 号 議 案

令和 7年 5月22日 提 出

浜松市観光バス公共駐車場条例の一部改正について

浜松市観光バス公共駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市観光バス公共駐車場条例の一部を改正する条例

浜松市観光バス公共駐車場条例（平成12年浜松市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p style="text-align: center;">（入場又は出場できる時間）</p> <p>第5条 駐車場に入場又は出場できる時間は、<u>午前7時30分から午後9時30分まで</u>とする。ただし、次条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">（利用料金の納付）</p> <p>第6条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を<u>入場の際に</u>納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、<u>利用後に</u>利用料金を納付することができる。</p> <p>2 利用料金は、<u>別表に定める額の範囲内</u>において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日1回 1台につき 午前7時30分から午後9時30分まで</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> </tr> <tr> <td>1泊 1台につき 午後8時から翌日の午前9時まで</td> <td style="text-align: center;">3,140円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1日1回 1台につき 午前7時30分から午後9時30分まで	2,200円	1泊 1台につき 午後8時から翌日の午前9時まで	3,140円	<p style="text-align: center;">（入場又は出場できる時間）</p> <p>第5条 駐車場に入場又は出場できる時間は、<u>午前零時から午後12時まで</u>とする。ただし、次条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">（利用料金の納付）</p> <p>第6条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を<u>自動車を出場させる際に</u>納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、<u>この限りでない</u>。</p> <p>2 利用料金は、<u>1日1回1台につき2,750円以下</u>において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3・4 （略）</p>
区分	金額						
1日1回 1台につき 午前7時30分から午後9時30分まで	2,200円						
1泊 1台につき 午後8時から翌日の午前9時まで	3,140円						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に入場する自動車に係る利用料金について適用し、同日前に入場した自動車に係る利用料金については、なお従前の例による。

第 96 号 議 案

令和 7年 5月22日 提 出

浜松市土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正について

浜松市土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例

浜松市土地改良事業賦課金徴収条例（平成17年浜松市条例第148号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(急施の場合の特例) 第4条 法第96条の4第1項において準用する法第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定による <u>緊急耐震工事計画</u> 又は応急工事計画に係る賦課金の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。	(急施の場合の特例) 第4条 法第96条の4第1項において準用する法第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定による <u>緊急防災等工事計画</u> 又は応急工事計画に係る賦課金の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 97 号 議 案

令和 7年 5月22日 提 出

浜松市公園条例の一部改正について

浜松市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市公園条例の一部を改正する条例

浜松市公園条例（平成17年浜松市条例第243号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第3（第12条・第24条関係）		別表第3（第12条・第24条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 浜松市佐久間ふれあい運動公園		2 浜松市佐久間ふれあい運動公園	
利用時間区分	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで） 2時間につき	利用時間区分	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで） 2時間につき
利用区分		利用区分	
多目的広場専用利用	870円	多目的広場専用利用	1,300円
備考 （略）		備考 （略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の浜松市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

第 98 号 議 案

令和 7年 5月22日 提 出

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年浜松市条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

阿蔵山地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された浜松都市計画阿蔵山地区計画において地区整備計画が定められている区域
-------------	--

別表第2に次のように加える。

阿蔵山地区整備計画区域	工業促進地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 図書館、美術館、博物館その他これらに類するもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 児童福祉施設等（事業所に附属する保育所その他これに類するものを除く。） (6) 幼保連携型認定こども園 (7) 公衆浴場 (8) 診療所 (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（事業所に附属するものを除く。） (10) 集会場 (11) 遊技場又は展示場 (12) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (13) 自動車教習所 (14) 畜舎 (15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (16) 法別表第2(る)項第1号及び第2号に規定するもの						
	住宅	次に掲げる建築物 (1) 住宅						

<p>配 慮 型 工 業 地 区</p>	<p>(2) 共同住宅、寄宿舍又は 下宿 (3) 図書館、美術館、博物 館その他これらに類する もの (4) 神社、寺院、教会その 他これらに類するもの (5) 児童福祉施設等（事業 所に附属する保育所その 他これに類するものを除 く。） (6) 幼保連携型認定こども 園 (7) 公衆浴場 (8) 診療所 (9) 店舗、飲食店その他こ れらに類する用途に供す るもの（事業所に附属す るものを除く。） (10) 集会場 (11) 遊技場又は展示場 (12) ボーリング場、スケ ート場、水泳場その他こ れらに類する運動施設 (13) 自動車教習所 (14) 畜舎 (15) マージャン屋、ぱち んこ屋、射的場、勝馬投 票券発売所、場外車券売 場その他これらに類する もの (16) 法別表第 2（と）項 第 4 号に規定するもの (17) 法別表第 2（る）項 第 1 号に規定するもの</p>										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

第 99 号 議 案

令和 7年 5月22日 提 出

浜松市立高等学校授業料等に関する条例の一部改正について

浜松市立高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市立高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市立高等学校授業料等に関する条例（昭和38年浜松市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(授業料等の納入) 第3条 (略) 2 市長は、前項の規定による <u>授業料の納入が困難であると認める者に対しては</u> 、同項に規定する <u>区分を更に区分して</u> 納入させることができる。 3・4 (略)	(授業料等の納入) 第3条 (略) 2 市長は、前項の規定にかかわらず、市長が <u>特別の理由があると認めるときは</u> 、同項に規定する <u>区分によらないで</u> 納入させることができる。 3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報 第 2 号

令和 7年 5月22日提 出

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 中 野 祐 介

専 第 12 号

令和 7年 3月31日専 決

浜松市税条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市税条例の一部を改正する条例

浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(種別割の税率)</p> <p>第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)</p> <p>年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第90条 (略)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)</p> <p>又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u></p> <p>エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)</p> <p>又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第90条 (略)</p>

<p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>(第83条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第83条の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、人身事故、交通事故にかかる和解及び損害賠償の額並びに工事請負契約の変更について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
13	令和7年 2月12日	和 解 67,906円	浜松市浜名区 染地台一丁目 A氏	令和6年 8月3日	浜松市浜名区 三ヶ日町大谷1468 番地の1地先 物損事故
事故の状況		午前7時00分頃、相手方自動二輪車が市道三ヶ日大谷引佐峠線を東進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅30cm、長さ120cm、深さ5～10cm）にタイヤを落とし前後のホイールを損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市40% 相手方60%			
対 策		令和6年9月 復旧工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
14	令和7年 2月13日	和 解 139,920円	浜松市中央区 高丘西四丁目7番22号 佐川急便株式会社 浜松営業所 所長 長井広樹	令和7年 1月6日	浜松市中央区 坪井町4183番地地 先 物損事故
	<p>事故の状況 午前11時00分頃、相手方車両が市道坪井107号線を西進中、配達先の駐車場に右折して進入した際、グレーチング（側溝の蓋）が跳ね上がり、車体右下の燃料タンクを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和7年1月 復旧工事完了。</p>				
15	令和7年 3月19日	和 解 979,493円	浜松市中央区 三方原町 B氏	令和5年 12月10日	浜松市浜名区 東久留女木398番地 の1地先 人身・物損事故
	<p>事故の状況 午後8時30分頃、相手方大型バイクが県道浜川都田停車場線を南進中、道路上に生じた段差（約5cm）により転倒し、右手首を骨折及びフロントフォーク等を損傷した人身・物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>対 策 令和6年1月 復旧工事完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
16	令和7年 3月19日	和 解 79,651円	浜松市天竜区 水窪町奥領家 C氏	令和6年 11月2日	浜松市天竜区 龍山町下平山279番 地の4地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前5時10分頃、相手方車両が県道大輪天竜線を南進中、山側法面からの倒木によりフロント屋根等を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和6年11月 倒木の除去処理及び周辺樹木の点検完了。</p>				
17	令和7年 3月19日	和 解 32,582円	浜松市浜名区 染地台一丁目 D氏	令和6年 11月7日	浜松市中央区 半田山四丁目9番2 号地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前8時10分頃、相手方車両が市道半田2号線を南進中、路肩の舗装破損により生じた段差（約12cm）に左側前輪を落とし、タイヤ及びホイールを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市20% 相手方80%</p> <p>対 策 令和6年11月 復旧工事完了。</p>				
18	令和7年 3月19日	和 解 37,675円	浜松市中央区 富塚町 E氏	令和6年 12月17日	浜松市中央区 富塚町1204番地の1 地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前8時30分頃、相手方車両が市道富塚13号線を西進中、横断側溝のグレーチング（側溝の蓋）を跳ね上げ、車両下部を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和6年12月 復旧工事完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
19	令和7年 3月26日	和 解 137,346円	浜松市天竜区 水窪町奥領家6238番 地の5 有限会社飯島建設 代表取締役 飯島 雄一	令和6年 12月24日	浜松市天竜区 水窪町奥領家6733 番地の3地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前8時35分頃、相手方車両が市道水窪白倉川線を西進中、山側法面からの落石によりボンネット等を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和6年12月 法面の安全確認実施及び落石注意看板設置。</p>				
20	令和7年 3月26日	和 解 44,924円	浜松市天竜区 水窪町地頭方 F氏	令和6年 11月7日	浜松市天竜区 水窪町地頭方560番 地の12地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後0時15分頃、相手方車両が市道水窪向島上村線を北進中、横断側溝のグレーチング（側溝の蓋）を跳ね上げ、車両下部と後輪を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和6年12月 復旧工事完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
21	令和7年 3月28日	和 解 5,472円	浜松市中央区 曳馬一丁目 G氏	令和6年 12月6日	浜松市中央区 住吉四丁目12番10 号地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前8時40分頃、相手方車両が市道住吉18号線から駐車場に進入した際、破損した側溝蓋の鉄筋で左側前輪を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和6年12月 復旧工事完了。</p>				
22	令和7年 3月31日	和 解 75,325円	浜松市中央区 宮竹町 H氏	令和6年 10月30日	浜松市中央区 上西町1270番地の1 地先 人身事故
	<p>事故の状況 午後6時00分頃、相手方が市道上西41号線を歩行中、道路上に発生した穴ぼこ（幅30cm、長さ30cm、深さ6cm）につまずき、右足首を打撲した人身事故である。</p> <p>負担割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>対 策 令和6年11月 復旧工事完了。</p>				

人身事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
23	令和7年 3月31日	和 解 741,376円	浜松市中央区 新橋町 I 氏	令和6年 2月20日	浜松市中央区 増楽町1723番地の1 可美協働センター 内 人身事故
<p>事故の状況 午後2時00分頃、相手方が体育館を利用中、雨漏りにより濡れた床に足を滑らせ転倒し、左足の大腿骨を骨折した人身事故である。</p> <p>負担割合 浜松市70%、相手方30%</p> <p>対 策 令和6年3月 注意喚起及び掲示。 令和6年5月 換気扇の対策工事。</p>					

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
24	令和7年 1月30日	和 解 79,420円	浜松市天竜区 春野町杉454 有限会社 鈴木モータース 代表取締役 鈴木 衛	令和6年 10月28日	浜松市天竜区 春野町宮川1768番地 春野文化センター 駐車場内 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午前9時26分頃、3tトラックにて、春野文化センター駐車場から出発するため後退した際、3tトラックの後部と後方に駐車していた相手方車両の前部が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行った。また、課員に対し、事故防止の注意喚起をするとともに、個別面談を行い同乗職員と周囲の確認を徹底するなどの運転の基本を励行するよう指導した。</p>					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
25	令和7年 2月17日	和 解 63,429円	浜松市中央区 新橋町 J氏	令和6年 9月4日	浜松市中央区 八幡町26-1地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後3時52分頃、公用車が曳馬中田島線を南進中、左側へ車線変更したところ、進行方向左側の駐車場から本線へ進入してきた相手方車両の右側前部と公用車の左側後部が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市25% 相手方75%</p> <p>対 策 複数車線ある道路において、車線変更する場合は、余裕を持って車線変更すると共に、道路に面した敷地や路地から車が出てくるかもしれないという危険予測運転をするよう、課内全職員に事故現場の見取り図を配布して注意喚起を行った。</p>				
26	令和7年 2月17日	和 解 301,114円	浜松市中央区 北寺島町 K氏	令和7年 1月8日	浜松市中央区 相生町14番10号 浜松東警察署駐車場内 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後3時10分頃、浜松東警察署駐車場において、公用車から降りようと運転席ドアを開けた際、強風にあおられて右隣に駐車していた相手方車両の左側前方に公用車のドアが接触した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に厳重注意を行うとともに、課内職員にも事故内容を共有し、駐車後も油断しないよう注意喚起を行った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
27	令和7年 2月19日	和 解 67,854円	浜松市中央区 篠原町 L氏	令和6年 11月1日	浜松市中央区 坪井町4493番地の2 地先 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午前9時45分頃、小型家電回収のため2t平ボディ車にて市道舞阪篠原1号線を西進中、交差点を北進してきた相手方車両の右側面と公用車の前面部が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市10% 相手方90%</p> <p>対 策 事故の当事者となった運転手には、引き続き、交通安全と遵法意識を持ち続けて貰うとともに、同様の事故に遭わない為にも、危険を予測しながら車両を運転するように伝え、全職員にもこれらの注意喚起を行った。</p>					
28	令和7年 3月31日	和 解 64,262円	浜松市浜名区 細江町気賀 M氏	令和7年 2月10日	浜松市浜名区 細江町気賀 519 番地 細江郵便局駐車場 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午前10時30分頃、細江郵便局駐車場において、公用車から降りようと運転席ドアを開けた際に、強風にあおられて、右側に駐車している相手側車両の助手席側ドアミラーに公用車のドアが接触した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 当該職員に対しては、改めて交通ルールの遵守を指導し、加えて、課内及びグループ会議などで浜松市公用車「車中八策」を配布して注意喚起すると共に、自動車事故の再発防止のための話し合いを行った。</p>					

工事請負契約の変更

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年 月 日
番号	年 月 日		変更前	変更後	
29	令和7年 2月10日	遠州八幡停車場歩道橋 バリアフリー化事業エ レベーター等整備工事	361,285,100円	361,133,300円	令和7年 2月10日
		変更の理由	舗装工事の一部取り止めに伴う減額変更 減額率 △0.042%		
		工事の概要	横断歩道橋工、橋脚耐震補強工、舗装工事、建築工事、 昇降機設備工事、電気設備工事 一式		
		契約者住所	浜松市中央区中央二丁目8番16号		
		氏 名	山平建設株式会社 代表取締役 山下 健介		
		議決状況等	当初契約：令和5年3月17日 第69号議案 原案可決 320,430,000円 変更契約：令和6年2月27日 第25号議案 原案可決 361,285,100円		
30	令和7年 2月14日	浜松市浜北文化センタ 一大規模改修工事（電 気設備工事）	842,600,000円	829,220,700円	令和7年 3月13日
		変更の理由	太陽光発電設備設置の取り止め等に伴う減額変更 減額率 △1.59%		
		工事の概要	大規模改修工事に伴う電気設備工事一式 ・建物電気設備工事 ・ホール客席吊り天井電気設備工事 等		
		契 約 者	鈴木・松川特定建設工事共同企業体		
		代 表 者	浜松市中央区萩丘一丁目18番13号 株式会社鈴木電工 代表取締役 後藤 康之		
		議決状況等	令和5年12月13日 第131号議案 原案可決 842,600,000円		

令和6年度 浜松市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	アセットマネジメント推進事業（指定管理者制度事業）	91,198,000	91,198,000		40,227,000				50,971,000	
		デジタル・ガバメント推進事業（デジタル・ガバメント推進事業）	41,995,000	41,994,000		41,994,000					
		再エネ・省エネ推進事業	93,320,000	93,320,000		70,970,000				22,350,000	
	2 中央区役所費	協働センター等運営事業		10,432,000	10,432,000						10,432,000
			6 スポーツ振興費	生涯スポーツ振興事業（小中学校スポーツ施設開放事業）	55,160,000	34,892,000				31,300,000	
	7 生涯学習費	文化財施設公開事業（田代家住宅維持管理事業）		12,004,000	12,004,000		6,601,000				5,403,000
			9 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳ネットワーク事業	11,073,000	11,073,000					
	3 民生費	1 社会福祉費	障害者施設運営事業（施設整備事業）	8,438,000	7,763,000						7,763,000
			障害福祉施設等物価高騰対策費助成事業（補助金）	41,753,000	41,753,000		18,417,000				23,336,000
老人福祉施設等物価高騰対策費助成事業（補助金）			8,946,000	8,946,000		3,946,000				5,000,000	
住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金支給事業（人件費）			1,107,000	430,000		430,000					
住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金支給事業（事務費）			203,893,000	187,881,000		187,881,000					
住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金支給事業（給付費）			2,250,000,000	203,310,000		203,310,000					
2 児童福祉費		社会的養護推進事業（社会的養護体制整備事業）		3,804,000	3,804,000		1,678,000				2,126,000
			社会的養護推進事業（里親支援事業）	1,346,000	1,346,000		594,000				752,000
			私立保育所等助成事業（私立保育所等事業費助成事業（補助金））	113,626,000	113,626,000		50,120,000				63,506,000
			市立保育所管理運営事業（保育材料及び児童給食賄料事業）	23,140,000	23,140,000		10,207,000				12,933,000
3 生活保護費		救護施設物価高騰対策費助成事業（補助金）		8,640,000	8,640,000		3,811,000				4,829,000
			8 介護保険費	介護施設等物価高騰対策費助成事業（補助金）	225,088,000	225,088,000		99,286,000			
4 衛生費		1 保健衛生費	救急医療事業（救急医療推進事業）	2,540,000	2,540,000						2,540,000
			斎場施設整備事業	116,560,000	116,560,000				87,400,000		29,160,000
	保健環境研究所管理運営事業		2,441,000	2,441,000						2,441,000	
	3 清掃費	浜北清掃センター事業（ごみ収集事業）	8,423,000	8,423,000						8,423,000	
7 公営企業会計支出金	病院事業会計負担金（浜松医療センター負担金）	5,081,000	5,081,000						5,081,000		
6 農林水産業費	1 農業費	フルーツパーク管理運営事業	2,500,000	2,500,000						2,500,000	
		農産物生産振興事業（施設整備等支援事業（補助金））	52,972,000	52,972,000			52,972,000				
	2 畜産業費	畜産振興支援事業		44,863,000	44,863,000		19,789,000				25,074,000
			3 農地費	かんがい排水整備事業（かんがい排水整備国庫補助事業）	2,400,000	2,400,000			2,400,000		
			かんがい排水整備事業（かんがい排水整備市単独事業）	300,000	300,000						300,000
	4 林業費	農業農村施設維持管理事業（揚排水施設・樋門維持管理事業）		23,000,000	23,000,000				17,200,000		5,800,000
			4 林業費	治山事業（県単独治山事業）	15,110,000	11,370,000		7,581,000	3,700,000		89,000
			林道等整備事業（公共林道整備事業）	13,000,000	13,000,000		5,850,000	6,500,000			650,000
			林道等整備事業（県単独林道整備事業）	60,479,000	40,173,000		16,070,000	23,800,000			303,000
			林道等整備事業（林道維持補修事業）	162,508,000	155,900,000						155,900,000
	林道等整備事業（林業専用道整備事業）	12,100,000	12,100,000				12,100,000				
7 商工費	1 商工費	産業イノベーション推進事業（産業用ロボット導入支援事業（補助金））	100,000,000	100,000,000		44,110,000				55,890,000	
		中小事業者等デジタル化支援事業	310,868,000	310,868,000		137,124,000				173,744,000	
		観光客誘致事業（観光誘客促進事業（負担金））	42,000,000	42,000,000		18,526,000				23,474,000	
		海外戦略推進事業（インバウンド推進事業）	12,500,000	12,500,000		5,514,000				6,986,000	
8 土木費	1 土木管理費	地震対策推進事業（住宅・建築物耐震改修事業）	57,077,000	54,610,000		24,905,000	15,800,000			13,905,000	
		公共建築物長寿命化推進事業	851,911,000	676,422,000				607,600,000		68,822,000	
	2 道路橋りょう費	交通安全施設等整備・修繕事業（国交付金事業）		994,283,000	839,827,000		461,903,000		340,300,000		37,624,000
			交通安全施設等整備・修繕事業（国県道単独事業）	278,400,000	243,811,000				63,500,000		180,311,000
			交通安全施設等整備・修繕事業（市道単独事業）	267,700,000	165,224,000				41,300,000		123,924,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路照明灯LED化更新事業	227,000,000	173,351,000				155,900,000		17,451,000
		市道整備事業(国交付金事業)	33,000,000	32,280,000		16,140,000		14,500,000		1,640,000
		市道整備事業(単独事業)	291,770,000	183,437,000				112,300,000		71,137,000
		国県道整備事業(国交付金事業)	559,520,000	241,584,000		128,871,000		108,400,000		4,313,000
		国県道整備事業(単独事業)	783,600,000	644,367,000				380,800,000		263,567,000
		道路整備推進事業	100,000	100,000						100,000
		三遠南信自動車道関連整備事業(国交付金事業)	760,600,000	556,140,000		305,877,000		247,000,000		3,263,000
		三遠南信自動車道関連整備事業(単独事業)	349,500,000	289,014,000				168,900,000		120,114,000
		道路維持修繕事業(国交付金事業)	1,516,810,000	1,208,386,000		653,180,000		454,400,000		100,806,000
		道路維持修繕事業(国県道単独事業)	76,000,000	53,766,000						53,766,000
		道路維持修繕事業(市道単独事業)	18,000,000	15,682,000						15,682,000
		道路維持修繕事業(長寿命化推進単独事業)	619,236,000	276,450,000				174,400,000		102,050,000
		道路防災事業(国交付金事業)	988,940,000	809,800,000		441,099,000		326,300,000		42,401,000
		道路防災事業(単独事業)	444,540,000	402,773,000				327,600,000		75,173,000
		橋りょう耐震補強事業(国交付金事業)	1,490,920,000	1,369,980,000		753,489,000	13,500,000	550,500,000		52,491,000
		橋りょう耐震補強事業(単独事業)	38,099,000	27,779,000						27,779,000
		過疎対策道路修繕事業(単独事業)	116,837,000	77,417,000				68,700,000		8,717,000
		地籍調査事業	2,148,000	2,046,000			1,470,000			576,000
	3 河川費	河川改良事業(国交付金事業)	535,300,000	501,000,000		170,000,000	3,000,000	320,800,000		7,200,000
		河川改良事業(単独事業)	1,455,100,000	1,209,017,000				886,300,000		322,717,000
	5 都市計画費	盛土等対策事業(宅地耐震化推進事業)	11,821,000	11,821,000		3,941,000				7,880,000
		交通計画推進事業(西遠都市圏総合都市交通体系調査事業)	67,500,000	67,500,000		22,500,000				45,000,000
		公共交通推進事業(交通施設再整備事業)	8,200,000	8,200,000						8,200,000
		高塚駅北第二公共団体系画整理事業(国交付金事業)	76,790,000	76,790,000		38,395,000		34,200,000		4,195,000
		高塚駅北第二公共団体系画整理事業(単独事業)	71,534,000	58,280,000				43,700,000		14,580,000
		高塚駅北第二区画整理関連整備事業(単独事業)	114,353,000	48,590,000				7,800,000		40,790,000
		浜北中央北地区公共施設整備事業(国交付金事業)	106,720,000	106,720,000		53,360,000		47,600,000		5,760,000
		浜北中央北地区公共施設整備事業(単独事業)	20,850,000	5,416,000						5,416,000
組合等区画整理支援事業(浜北中央北土地区画整理組合支援事業)		832,950,000	449,268,000		208,401,000		216,700,000		24,167,000	
土地区画整理等調査事業(国交付金事業)		8,400,000	8,400,000		2,800,000				5,600,000	
土地区画整理等調査事業(単独事業)		58,517,000	53,551,000						53,551,000	
都市計画道路整備事業(国交付金事業)		176,520,000	87,710,000		47,089,000		35,900,000		4,721,000	
都市計画道路整備事業(単独事業)		123,200,000	79,761,000						79,761,000	
都市下水道整備事業(単独事業)		100,000,000	67,000,000						67,000,000	
公園整備事業(国交付金事業)		20,004,000	20,004,000		6,668,000		11,900,000		1,436,000	
公園整備事業(単独事業)		37,780,000	35,887,000						35,887,000	
公園整備事業(浜松城公園整備事業)		51,263,000	51,258,000		21,025,000		18,900,000		11,333,000	
公園施設改良事業	257,472,000	238,086,000						238,086,000		
9 消防費	1 常備消防費	消防庁舎運営事業(北消防署引佐出張所・引佐第3分団伊平建設事業)	27,241,000	27,241,000				26,700,000		541,000
		地震対策消防水利整備事業(耐震性貯水槽設置事業)	23,203,000	19,583,000			2,664,000	16,900,000		19,000
	3 水防費	水防活動事業(水防施設等整備事業)	5,667,000	5,667,000				5,600,000		67,000
	4 災害対策費	防災施設・資機材管理事業(防災施設・資機材維持管理事業)	331,825,000	331,825,000		47,500,000		217,300,000		67,025,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	646,208,000	646,208,000		157,244,000		384,600,000		104,364,000
	3 中学校費	中学校施設整備事業	626,066,000	626,066,000		52,716,000		355,200,000		218,150,000
	5 幼稚園費	私立幼稚園助成事業(私立幼稚園教育振興助成事業(補助金))	24,284,000	24,284,000		10,712,000				13,572,000
		幼稚園事業運営経費	4,106,000	4,106,000		1,811,000				2,295,000
	6 学校給食センター費	学校給食センター事業(学校給食食材購入事業)	35,792,000	35,792,000		15,788,000				20,004,000
	7 保健体育費	学校給食費管理事業	265,841,000	265,841,000		117,262,000				148,579,000

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
11 災害復旧費	1 災害復旧費	林業施設災害復旧事業（国庫補助事業）	400,000,000	173,737,000			148,509,000	19,800,000		5,428,000
		林業施設災害復旧事業（単独事業）	340,000,000	20,900,000				13,500,000		7,400,000
		農地・農業用施設災害復旧事業（単独事業）	229,500,000	29,300,000				19,000,000		10,300,000
		土木施設災害復旧費（国庫補助事業）	840,000,000	524,757,000		237,882,000		115,300,000		171,575,000
		土木施設災害復旧費（単独事業）	2,579,700,000	1,094,145,000				142,000,000		952,145,000
		市有財産災害復旧費（単独事業）	150,000,000	50,000,000				50,000,000		
計			26,143,679,000	18,002,341,000		4,965,093,000	269,816,000	7,604,600,000	5,162,832,000	

駐車場事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 駐車場費	1 駐車場費	整備工事費	4,697,000	4,697,000					4,697,000	
計			4,697,000	4,697,000					4,697,000	

令和7年 5月22日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

令和6年度 浜松市事故繰越し繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国庫支出金	地方債		
6 農林水 産業費	4 林業費	林道等整備 事業 (林道維持 補修事業)	円 98,336,000	円 98,336,000	円 98,336,000	円 98,336,000	円 98,336,000	円 98,336,000	円 98,336,000	円 98,336,000	令和5年度から繰越してい た林道高平線（龍山町） 維持修繕工事について、 令和6年3月の大雨で被災 し、約3ヶ月の不測の日数 を要したことから、年度 内完了が見込めなくなっ たもの。	
8 土木費	3 河川費	河川改良事 業 (国交付金 事業)	円 100,230,000	円 42,000,000	円 58,230,000	円 58,230,000	円 58,230,000	円 19,410,000	円 38,800,000	円 20,000	令和5年度から繰越してい た（準）高塚川排水機場 建屋建築工事について、 令和6年6月の大雨により 土木工事仮締切工の一部 が崩壊し、仮締切工およ び仮締切工内部の復旧に 約4ヶ月の不測の日数を要 したことから、年度内完 了が見込めなくなっ たもの。	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国庫支出金	地方債		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
11 災害復 旧費	1 災害復旧 費	土木施設災害復旧事業 (国庫補助 事業)	16,280,000	6,510,000	9,770,000		9,770,000	3,200,000	6,516,000		54,000	令和5年度から繰越していた(普)井之口排水路の災害復旧工事について、令和7年1月に復旧工事のため掘削を行ったところ、既設水路の基礎地盤の土砂流出の恐れが見られたため、補強の必要が生じ約3ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めなくなったもの。
		土木施設災害復旧事業 (単独事 業)	14,080,000	5,630,000	8,450,000		8,450,000				8,450,000	令和5年度から繰越していた法定外道路西藤平37号線の災害復旧工事について、令和6年11月の擁壁工床掘施工中に法面崩壊が生じ、対策に約5ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めなくなったもの。
		市有財産災害復旧事業 (単独事 業)	48,247,100		48,247,100		48,247,100	47,900,000			347,100	令和5年度から繰越していた引佐最終処分場の調査測量設計業務委託について、調査を行う上で必要な地中内部の地すべり活動が停滞し、地すべり位置の特定に時間を要したことに伴い、設計に不測の期間を要したことから、年度内完了が見込めなくなったもの。
計			277,173,100	54,140,000	223,033,100		223,033,100	51,100,000	25,926,000	38,800,000	107,207,100	

と畜場・市場事業特別会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国庫支出金	地方債		
6	1	維持管理費	円 1,515,800	円 1,515,800	円	円 1,515,800	円	円	円	円 1,515,800	と畜作業に使用する皮剥ぎ機の購入について、期限である令和7年3月31日までに納入されず履行遅滞となったが、再度発注した場合6ヶ月程度の期間を要し食肉地方卸売市場の運営に支障が生じるため、事故繰越しとするもの。	
計			1,515,800	1,515,800		1,515,800				1,515,800		

令和 7年 5月22日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

令和6年度 浜松市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による医業費用の事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						他会計負担金及び補助金	県支出金	国庫支出金	その他			
1	医療センター事業費	1 医業費用 政策的医療交付金	円 875,313,000	円 861,248,200	円 5,081,000	円 5,081,000	円	円	円	円 8,983,800	円	浜松医療センターが参加する電子カルテ情報共有サービスモデル事業について、国によるベンダー向け技術解説書が予定よりも遅れて令和6年10月に公開されたことなどから、当該事業の年度内完了が見込めなくなったことによるもの。
計			875,313,000	861,248,200	5,081,000	5,081,000				8,983,800		

令和7年5月22日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

令和6年度 浜松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	他会計負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	改良費	円 348,594,100	円 25,600,000	円 322,994,100	円 23,375,000	円 46,700,000	円	円 252,919,100	円		着手後の試掘結果に対応した施工方法への変更により不測の日数を要したほか、国の令和6年度補正予算に伴う令和7年度事業の前倒し実施などにより、翌年度へ繰越となった。
計			348,594,100	25,600,000	322,994,100	23,375,000	46,700,000		252,919,100			

令和7年5月22日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

令和6年度 浜松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共整備事業費	円 2,373,057,300	円 388,746,000	円 1,984,311,300	円 935,367,700	円 982,900,000	円 3,300,000	円 62,743,600	円	半導体供給不足により資機材の製作に不測の日数を要したほか、着手後の現地調査で地中障害物が判明したことによる施工方法の見直しに伴い不測の日数を要したことなどにより、翌年度へ繰越となった。	
		特定環境保全公共整備事業費	123,090,000	30,000,000	93,090,000	48,292,500	44,700,000		97,500			
		改良費	9,241,100		9,241,100		9,200,000		41,100			
	2 コンセッション整備事業費	コンセッション整備事業費	2,112,456,600	737,100,000	1,375,356,600	840,495,700	534,700,000		160,900			
計			4,617,845,000	1,155,846,000	3,461,999,000	1,824,155,900	1,571,500,000	3,300,000	63,043,100			

令和7年5月22日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介